

別表七(一)

「欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、次に掲げる場合に使用します。

- (1) 法人が、当期に欠損金額を生じた場合に、その欠損金額につき翌期以後に法第 57 条(欠損金の繰越し)の規定の適用を受ける場合
- (2) 法人が、当期に欠損金額を生じた場合(青色申告書を提出している場合に限り)に、その欠損金額につき翌期以後に令和 2 年旧法第 57 条(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)の規定の適用を受ける場合
- (3) 法人が、当期の欠損金額のうち、棚卸資産、固定資産又は令第 114 条(固定資産に準ずる繰延資産)に規定する繰延資産について災害による損失の金額(以下この明細書において「災害損失欠損金額」といいます。)があるときに、当該災害損失欠損金額につき翌期以後に令和 2 年旧法第 58 条(青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し)の規定の適用を受ける場合
- (4) 法人の有する震災特例法第 15 条(震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例)に規定する棚卸資産等が東日本大震災による損壊等により事業の用に供することが困難となった場合において、やむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から 3 年以内に同条に規定する震災関連原状回復費用(以下この明細書において「震災関連原状回復費用」といいます。)を支出することができなかった法人が、その事情がやんだ日の翌日から 3 年以内に震災関連原状回復費用の支出をしたときに、その支出をした事業年度において生じた欠損金額のうち、その震災関連原状回復費用に係る損失の額の合計額に達するまでの金額を災害損失欠損金額に該当するものとみなして、法第 58 条(青色申告書を提出しなかった事業年度の欠損金の特例)の規定の適用を受ける場合
- (5) 法人が仮決算による中間申告をする場合に、法第 78 条(所得税額等の還付)の規定による還付を受ける場合
- (6) 法人が、法第 80 条第 5 項(欠損金の繰戻しによる還付)において準用する同条第 1 項の規定により還付の請求をする場合
- (7) 青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額(以下この明細書において「青色欠損金額」といいます。)のうち、当期首前 9 年以内に開始した事業年度において生じたもの(平成 30 年 4 月 1 日前に開始した事業年度において生じたものに限り)又は当期首前 10 年以内に開始した事業年度において生じたもの(平成 30 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度において生じたものに限り)について、平成 27 年改正前の法第 57 条(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)又は法第 57 条の規定の適用を受ける場合
- (8) 災害損失欠損金額のうち、当期首前 9 年以内に開始した事業年度において生じたもの(平成 30 年 4 月 1 日前に開始した事業年度において生じたものに限り)又は当期首前 10 年以内に開始した事業年度において生じたもの(平成 30 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度において生じたものに限り)について、平成 27 年改正前の法第 58 条(青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し)又は法第 58 条の規定の適用を受ける場合

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「 損金算入限度額 (1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100} \times 2$ 」	<p>次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 当期が中小法人等事業年度に該当しない事業年度である場合</p> $(1) \times \frac{50 \text{又は} 100}{100}$ <p>(注) 中小法人等事業年度とは、法第 57 条第 11 項各号に掲げる法人の法第 57 条第 11 項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいいます。以下この明細書において同じです。</p> <p>① 措置法第 66 条の 11 の 5 第 2 項(銀行等保有株式取得機構の欠損金の損金算入の特例)の規定の適用を受ける銀行等保有株式取得機構</p> <p>② 措置法第 67 条の 14 第 1 項第 1 号(特定目</p>	<p>中小法人等の判定については、83 ページを参照してください。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>的会社に係る課税の特例)に掲げる要件を満たす特定目的会社</p> <p>③ 措置法第67条の15第1項第1号(投資法人に係る課税の特例)に掲げる要件を満たす投資法人</p> <p>④ 措置法第68条の3の2第1項第1号(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人</p> <p>⑤ 措置法第68条の3の3第1項第1号(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人</p> <p>(2) (1)以外の事業年度である場合</p> <p>(1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$</p>	
<p>「控除未済欠損金額3」</p>	<p>(1) 青色欠損金額又は災害損失欠損金額のうち、当期首前9年以内に開始した事業年度において生じたもの(平成30年4月1日前に開始した事業年度において生じたものに限り、青色欠損金額又は災害損失欠損金額とみなされた金額を含みます。)又は当期首前10年以内に開始した事業年度において生じたもの(平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じたものに限り、青色欠損金額又は災害損失欠損金額とみなされた金額を含みます。)で、過去に繰越控除又は繰戻しを受けなかった金額(前期分のこの明細書の「翌期繰越額」)を古い事業年度の分から順次記載します。</p> <p>(2) 当期が法第57条第2項若しくは第4項又は令和2年旧法第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合((5)に該当する場合を除きます。)には、別表七(一)付表一「3」の金額を記載します。</p> <p>(3) 当期が令和2年旧法第57条第6項に規定する承認の取消し等の場合等の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合((2)又は(5)に該当する場合を除きます。)には、同項の規定によりその法人の欠損金額とみなされる令和2年旧法第81条の9第6項(連結欠損金の繰越し)に規定する連結欠損金個別帰属額を記載します。</p> <p>(4) 当期前の各事業年度において生じた欠損金額(欠損金額とみなされたものを含みます。)のうち、法第57条第9項、令和2年旧法第57条第9項又は令和2年旧法第58条第4項等の規定によりないものとされる欠損金額及び当該法人が法第57条の2第1項(特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用)に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額(法第58条の規定の適用があるものを除きます。)は、記載しません。</p> <p>(5) 当期において法第59条第1項若しくは第2項(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入)(同項の規定を同条第5項又は震災特例法第17条第1項(被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)又は令和2年旧法第59条第1項若しくは第2項(令和2年改正法第23条の規定による改</p>	<p>平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる青色欠損金額又は災害損失欠損金額の繰越期間は10年間となりますが、同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額の繰越期間は9年間となりますので御注意ください。</p> <p>(3月決算法人の例)</p> <p>平成31年3月期(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)に生じた青色欠損金額の繰越期間は、令和2年3月期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)から令和11年3月期(自令和10年4月1日至令和11年3月31日)までの10年間です。</p> <p>平成30年3月期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)に生じた青色欠損金額の繰越期間は、平成31年3月期(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)から令和9年3月期(自令和8年4月1日至令和9年3月31日)までの9年間です。</p>

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
		正前の震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、令和2年旧法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。) (会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入)の規定の適用を受ける場合には、別表七(三)「27」の金額を記載します。	
	「当期控除額(当該事業年度の(3)と(2)-当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額)4」	古い事業年度の分から順次補填するものとしてその控除できる金額を記載します。 当期が措置法第66条の11の4第1項(認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例)の規定の適用を受ける事業年度である場合には、次により記載します。 (1) 「(2)-当該事業年度前の(4)の合計額」の金額が0に満たない場合には、その金額を0として計算します。 (2) 措置法第66条の11の4第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに別表七(一)付表五「12」の金額を含めて記載します。	
一 当 期 分 の 各 欄	各欄共通	当期の別表四の「所得金額又は欠損金額52」の「総額①」に欠損金額の記載がある場合に、その欠損金額を「当期分」の「欠損金額」に記載するとともに、その内訳を「同上のうち」の各欄に記載します。 なお、「災害損失金」は、当期が青色申告書を提出することができない事業年度であり、かつ、その欠損金額のうち災害による損失がある場合に、この表の「繰越控除の対象となる損失の額16」の金額を移記します。	この申告が仮決算による中間申告である場合には、「翌期繰越額5」の記載は必要ありません。
	「欠損金の繰戻し額」	次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 「災害損失金」の「欠損金の繰戻し額」 「災害損失金」のうち法第80条第5項において準用する同条第1項の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。 (2) 「青色欠損金」の「欠損金の繰戻し額」 「青色欠損金」のうち法第80条の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。	当期が青色申告書を提出できる事業年度である場合には、「災害損失金」の「欠損金の繰戻し額」には記載せず、「青色欠損金」の「欠損金の繰戻し額」に、青色欠損金の繰戻し額と災害損失欠損金の繰戻し額の合計額を記載してください。 なお、措置法第66条の12第1項各号(中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)に掲げる法人以外の法人にあっては、当期が平成4年4月1日から令和6年3月31日までの間に終了する事業年度である場合には、清算中に終了する事業年度、解散(適格合併による解散を除きます。)若しくは事業の全部の譲渡などの特別の事実があるとき又は法第80条第5項に規定する災害損失欠損金額若しくは令和2年改正法第15条の規定による改正前の措置法第66条の13第1項(中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)に規定する設備廃棄等欠損

欄		記 載 要 領	注 意 事 項															
「当期分の各欄」			金額若しくは銀行等保有株式取得機構の欠損金額があるときを除き、同条の規定の適用を受けることができませんので御注意ください。 おって、普通法人（投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（相互会社を除きます。）（当期末において資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等による完全支配関係がある法人など法第66条第5項第2号又は第3号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するものを除きます。）など、措置法第66条の12第1項各号に掲げる法人の各事業年度においては、法第80条の規定の適用を受けることができます。															
	「災害の種類」	震災、風水害、火災等の災害の種類を記載します。災害の呼称が定められているものは、その災害の呼称を記載します。																
	「災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日」	災害が引き続き発生するおそれがなくなり、災害復旧に着手できる状態になった日又は震災特例法第15条第1項各号に掲げる費用その他これらに類する費用の支出を行うことが困難な事情がやんだ日を記載します。																
「災害により生じた損失の額の計算」の各欄	「災害により生じた損失の額」の各欄共通	棚卸資産と固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含みます。）とに区分して記載します。 なお、その明細を次の表により別紙に記載して添付してください。 災害により生じた損失の額に関する明細書	左記の様式は、国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shisei/annai/hojin/shinkoku/01.htm) に掲載していますのでこれを印刷して御使用ください。															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資産の種類</th> <th rowspan="2">災害前の帳簿価額</th> <th colspan="3">災害により生じた損失の額</th> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">保険金又は損害等の額</th> </tr> <tr> <th>資産の減失等により生じた損失の額</th> <th>被害資産の回復のための費用に係る損失の額</th> <th>被害の拡大防止のための費用に係る損失の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>		資産の種類	災害前の帳簿価額	災害により生じた損失の額			計	保険金又は損害等の額	資産の減失等により生じた損失の額	被害資産の回復のための費用に係る損失の額	被害の拡大防止のための費用に係る損失の額		円	円	円	円
資産の種類	災害前の帳簿価額	災害により生じた損失の額				計	保険金又は損害等の額											
		資産の減失等により生じた損失の額	被害資産の回復のための費用に係る損失の額	被害の拡大防止のための費用に係る損失の額														
	円	円	円	円	円	円												

3 根拠条文

法 57、57 の 2、58、78、80、令和 2 年旧法 57、58、平成 27 年改正法附則 1 八の二、27①、令 112、113、113 の 3～116、令和 2 年改正前の令 112、113、116 の 2、規 26～26 の 5、令和 2 年改正前の規 26 の 2～26 の 5 の 2、措置法 66 の 11 の 4、66 の 12、震災特例法 15、震災特例法令 16